平成２８年（フ）第６号
熊本県阿蘇市赤水661番地６
債務者　清水　典代
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月21日午前10時
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
東京都日野市大字日野1622番地サンハイツ中村203
債務者　下家　猪誠
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２号
北海道根室市敷島町２丁目27番地
債務者　仙福　和則
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１７５号
東京都中央区築地７丁目17―１―701
破産者　内田　武彦
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６８号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上724番地の186
破産者　井戸倉建設株式会社
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４１５号
東京都練馬区春日町３丁目29―15―404
破産者　丸田　和典
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３３６号
神奈川県相模原市南区鵜野森３丁目50―11―102
破産者　鴫原　研一
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３３７号
神奈川県相模原市南区鵜野森３丁目50―11―102
破産者　鴫原由美子
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７７１号
千葉県千葉市花見川区浪花町977―１　検見川ハイツ１―204
破産者　谷口　安宏
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０９８号
東京都千代田区四番町11番地４　四番町ホームズ１階
破産者　株式会社ザ・マン
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５３６号
東京都町田市相原町3190　都営武蔵岡６―414、開始決定時の住所東京都八王子市館町28―１―101
破産者　山根　鋼士
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５３７号
東京都町田市相原町3190　都営武蔵岡６―414、開始決定時の住所東京都八王子市館町28―１―101
破産者　山根　邦子
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６６１号
東京都大田区本羽田１丁目11―20　中須方201
破産者　阿部　民雄
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８２０号
東京都大田区萩中２丁目９―16―309
破産者　村山　亜紀
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２５９号
東京都練馬区上石神井３丁目９番８号
破産者　クオリア有限会社
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３３５号
東京都荒川区町屋４丁目２番21号
破産者　有限会社竹島容器印刷
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３３６号
東京都足立区大谷田５丁目２―12―202
破産者　泉　　龍雄
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４１３号
東京都板橋区志村１丁目32番26―501号
破産者　株式会社アズモ
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４１４号
東京都板橋区志村１丁目32―26―501
破産者　赤澤　敏明
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４３４号
東京都台東区北上野２丁目28番１号
破産者　株式会社信電工
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部